

知多市複合機導入事業コンペティション実施要領

1 目的

知多市役所新庁舎において導入及び設置を予定している複合機について、機器の提案を求め、提案内容、機能性及び提案価格を総合的に審査することにより、業務の目的及び内容に最も適した機器を選定するもの。

2 事業名

知多市複合機導入事業

3 事業内容

知多市複合機導入事業仕様書（以下「事業仕様書」という。）のとおり。

4 選定方法

公募型コンペティション方式

5 参加資格

本コンペティションに参加する者（以下「提案者」という。）に必要な資格は、次の各号に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 提案書等の提出期限時点において、令和7年知多市告示第121号に基づく入札参加資格審査申請書を提出し、受理されている者で本市の有資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 提案書等の提出期限の日から審査結果通知日までの期間に本市から指名停止処分又は指名見合せ処分を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては、更正計画の認可がなされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつて

は、再生計画の認可がなされていないものでないこと。

(5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをした者でないこと。

(6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずるものとして、本市発注案件等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

6 スケジュール

(1) 質問受付期限	令和8年8月3日（月）午後4時まで
(2) 質問に対する回答	令和8年8月10日（月）頃
(3) 提案書等の受付期間	令和8年8月12日（水）～ 令和8年9月11日（金）午後3時
(4) 書類審査	令和8年9月18日（金）頃
(5) 書類審査の結果及びプレゼンテーション審査の実施に係る通知	令和8年9月24日（木）頃
(6) プレゼンテーション審査	令和8年10月6日（火）頃
(7) 審査結果の通知	令和8年10月14日（水）頃

7 質問等

(1) 受付期限

令和8年8月3日（月）午後4時まで

(2) 質問方法

電子メールの添付ファイルに知多市複合機導入事業コンペティション質問書（第1号様式）を添付し、以下の送付先に送ること。また、電子メール送信後に必ず電話による着信確認を行うこと。

なお、郵送、FAX、電話、口頭等による質疑は受け付けない。

送付先 soumu@city.chita.lg.jp

電話番号 0562-36-2630（直通）

(3) 回答方法

提出された質問についての回答は、令和８年８月１０日（月）頃までに本市ホームページに掲載することで行う。

なお、回答に当たり質問者名は非公表とする。

(4) 注意事項

ア 電子メールの表題は、「知多市複合機導入事業に関する質問」とすること。

イ 質問の内容を把握するため、本市から問い合わせをする場合がある。

ウ 質問に対する回答は、本要領、事業仕様書等を補完するものとする。

8 提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 知多市複合機導入事業コンペティション参加申込書（第２号様式）

イ 提案書（様式任意）

提案書に記載する内容は別表のとおり。

なお、後からの資料追加は認めないため、プレゼンテーション審査において概要版を使用する場合は、提案書の一部として添付すること。

ウ 各種認証取得状況（環境ラベル認定書、SDGs認定証、ISO認証書等の写し）

エ 導入実績（様式任意）

過去５か年における国、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第１項に規定する独立行政法人をいう。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。）を相手方とした種類及び規模をほぼ同じくする事業（モノクロ又はカラー複合機１０台以上を導入若しくは設置した事業とする。）の実績を記載し、契約書、協定書等の写しを添付すること。

オ 知多市複合機導入事業コンペティション価格提案書（第３号様式）

(7) 機器等導入価格（複合機、認証サーバーその他事業仕様書に記載する全

ての機器及びネットワーク構築に必要な経費並びに５年間の保守経費の合計額（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）。ただし、保守経費を複合機使用料に含む提案をする場合は、保守経費を除く。）及び複合機使用料（使用想定枚数を複合機Ａ（モノクロ） 435,000枚／15台・月、複合機Ａ（カラー） 22,500枚／15台・月、複合機Ｂ 60,000枚／月とした場合における消耗品等代金（保守経費を複合機使用料に含む提案をする場合は、保守経費を含む。）を60で乗じた金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない。））の合計額を60で除した額（小数点以下第1位を四捨五入）を記入すること。

(イ) 機器等導入価格の上限額は、52,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）とする。

(ウ) 内訳として、次の項目ごとにできるだけ詳細を記載すること。

- a 各機器の調達費用
- b システム構築（設定、テスト等）費用
- c 搬入、設置、調整等費用
- d 保守費用（機器等導入価格に含む場合）
- e 印刷1枚当たりの使用料単価（月当たりの累計の印刷枚数によって、1枚当たりの使用料が変動する場合は、使用料単価と条件を複数行に分けて記載すること。）
- f その他必要経費（内容を明記）

(エ) 複合機使用料の単価算出において最低使用枚数の設定を要する場合は、複合機Ａ（モノクロ）225,000枚／15台・月、複合機Ａ（カラー）7,500枚／15台・月、複合機Ｂ 30,000枚／月を上限として算出すること。

カ 指定印刷物

提案する複合機での印刷物を比較するため、次の書類を提案する複合機ごとに印刷し、提出すること。

なお、いずれも複合機Ａはモノクロ印刷したもの及びカラー印刷したもの、複合機Ｂはモノクロ印刷したものを提出すること。

(7) 議案イメージ書類（印刷物1）

古紙パルプ配合率70%以上かつ白色度70%程度のA4判リサイクル
PPC用紙（米坪66g/m²程度）に両面印刷（長編綴じ）すること。

(イ) 現場写真イメージ書類（印刷物2）

古紙パルプ配合率70%以上かつ白色度70%程度のA4判リサイクル
PPC用紙（米坪66g/m²程度）に両面印刷（長編綴じ）すること。

(ウ) 圧着送付物イメージ書類（印刷物3）

6面圧着紙（A4判単票）に両面印刷（短編綴じ）し、圧着したものを
提出すること。

なお、少量であれば次の仕様の用紙を提供可能であるが、提案する複合
機に適応する用紙であるかどうかの判断は、本市において行わない。ま
た、本市から提供する用紙を使用する場合は、5面印刷用のデータを使用
して印刷すること。

・提供可能圧着紙（A4判単票、6面圧着紙）

紙 厚 約110kg程度

圧着の仕様 PS-500 MAIL SEALER（Duplo(株)社製）

PRESSLE Bee（(株)ジェイエスキューブ社製）

印刷の仕様 ECOSYS P4140dn（京セラ(株)社製）

キ 機能仕様書兼機能確認書

ク 提出書類イからオまで及びキにかかる電子データ（CD-R、メール等）

(2) 提出部数

正本1部（代表者印を押印）及び副本1部（電子媒体については別途1枚）

(3) 提出場所

〒478-8601

知多市緑町1番地

知多市総務部総務課（知多市役所2階）

(4) 受付期間及び提出方法

提案書等を令和8年8月12日（水）から令和8年9月11日（金）午後3
時まで（期間内必着）に持参又は郵送（簡易書留）すること。

9 審査について

(1) 書類審査

提案者が5者を超える場合は、知多市複合機導入事業コンペティション評価基準（以下「評価基準」という。）に基づき提案内容を書類審査する。

ア 日程

令和8年9月18日（金）頃を予定

イ 書類審査の結果及びプレゼンテーション審査の日程に係る通知

令和8年9月24日（木）頃を予定し、書類審査の結果は、全ての提案者に文書で通知する。

(2) プレゼンテーション審査

ア 日程

令和8年10月6日（火）頃を予定

イ 時間

プレゼンテーションの実施時間は45分以内（質疑応答を含めて60分以内）とし、実施順番は提案書等の提出順に調整を行うものとする。

ウ 出席者

プレゼンテーション審査への出席は、1提案者につき3名までとする。

エ プレゼンテーションの内容

あらかじめ提出した提案書等の内容説明、複合機のデモンストレーション等プレゼンテーションの内容は、提案者の自由とする。ただし、説明の内容が提出書等の内容と相違しないよう留意すること。

また、プレゼンテーションの後、本市からの質疑に対して応答すること。

なお、提出した提案書等以外の追加資料の提出は認めない。

オ 最優秀提案者等の決定

評価基準に基づき、最優秀提案者及び次点優秀提案者を選出する。

カ 審査結果の通知

審査結果は、令和8年10月14日（水）頃を予定し、プレゼンテーション審査に参加した全ての提案者に文書で通知する。また、最優秀提案者及び次点優秀提案者の商号又は名称は、本市ホームページにおいて公表する。

1 0 調達仕様書の協議

最優秀提案者と協議を行い、協議が整った場合に事業費の範囲内で調達手続きに用いる仕様書（以下「調達仕様書」という。）を決定し、協定書を締結する。この協議の際、提出された提案書等の内容から一部変更する場合がある。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合、次点優秀提案者と協議を行うものとする。

1 1 調達方法

調達仕様書に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条に規定する債務負担行為による賃貸借契約を本市が選定するリース業者と締結することを想定する。また、必要に応じて機器の使用料の単価等に係る契約を業者と締結する。

なお、提案の内容によっては、事業費の上限額を超えない限りにおいて、賃貸借契約及び単価契約以外の契約方法によることを妨げるものではない。

1 2 失格事項

次のいずれかに該当する場合には、失格となることがある。

- (1) 提案書等の提出方法、提出期限等が本要領に適合しない場合
- (2) 提案すべき内容の一部又は全部がない場合
- (3) 虚偽の内容が提案されている場合
- (4) 価格提案書における機器等導入価格が上限額を超えている場合
- (5) 本コンペティションに対し、2つ以上の提案書等を提出した場合
- (6) 本コンペティションにおける別の提案書等において代理店となる等、2つ以上の提案書等に関わっている場合
- (7) 提案書等の提出者が第5項各号に規定する参加資格を満たしていない場合又は提出後に満たさなくなった場合

1 3 その他

- (1) 提案書等の作成、提出等に関する経費は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、賃貸借契約等の複合機の調達に係る契約を締結した後、決定した内容並びに本コンペティションの審査及び審査結果に係る内容の開示の請求があったときは、知多市情報公開条例（平成12年知多市条例第41号）の規定に基づき当該内容を開示するものとする。
- (3) 本市に提出された提案書等は、当該審査以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (4) 本市に提出された提案書等は、返却しない。
- (5) 提出期限以後の提案書等の提出、再提出及び差替えは認めない。
- (6) 提案書等作成のために本市より貸与した全ての資料は、本市の了解を得ないで公表及び使用してはならない。

1.4 事務局

知多市総務部総務課

〒478-8601 愛知県知多市緑町1番地（知多市役所2階）

電話 0562-36-2630（直通）

FAX 0562-32-1010

電子メール soumu@city.chita.lg.jp

別表 提案書に記載する内容

1	提案する複合機等に関すること (1) 概要、機能、操作性、特徴等について (2) 環境性能について
2	関連システムに関すること (1) 機器構成図及び一覧 (2) データの取り出し（操作ログ等を含む全件分のデータを汎用的に抽出できること）について (3) 導入後における機器追加、機能追加等の可変性について
3	セキュリティに関すること (1) 暗号化等による外部への情報漏えいを防止するセキュリティ対策や、OS、ミドルウェア等の脆弱性に対するセキュリティ対策について (2) 障害の検知、バックアップの取得及び障害時のリカバリ方法について (3) アクセスコントロールの設定範囲、設定単位、設定者、設定方法等について
4	導入作業体制及びスケジュールに関すること (1) 導入作業体制について (2) 導入時の操作説明、指導等のサポートについて (3) 導入作業スケジュールについて
5	保守、運用支援及び消耗品に関すること (1) 障害時の体制、対応時間及び対応範囲について (2) OS、ミドルウェア、ブラウザ等の最新版への対応方針について (3) 年度末等の人事異動対応について (4) 消耗品の補充について
6	自由提案 (1) 導入及び運用保守に関し、有効又は必要だと思われる提案 (2) 本市の事務業務の改善に有益な提案 (3) 他メーカーの機器にはない独自の強み

第1号様式

知多市複合機導入事業コンペティション質問書

令和 年 月 日

知多市長 様

(質問者)

商号又は名称

所在地

担当者所属名

担当者氏名

電話番号

E-mail

知多市複合機導入事業コンペティションに関して質問がありますので、次のとおり提出します。

番号	見出し	質問内容
例	〇〇〇について	実施要領の〇ページにおいて△△△と記載されているが、□□□ということで良いか。
1		
2		
3		

(注) 必要に応じて、行の追加等を行うこと。

第2号様式

知多市複合機導入事業コンペティション参加申込書

令和 年 月 日

知多市長 様

(提案者)

商号又は名称 _____

代表者氏名 _____

所 在 地 _____

担当者所属名 _____

担当者氏名 _____

電 話 番 号 _____

E - m a i l _____

知多市複合機導入事業コンペティション実施要領に基づき、別紙のとおり提出書類を添えて申し込みます。

第3号様式

知多市複合機導入事業コンペティション価格提案書

令和 年 月 日

知多市長 様

(提案者)

商号又は名称

代表者氏名

所在地

知多市複合機導入事業コンペティション実施要領に基づき、次のとおり複合機導入事業に係る価格を提案します。

機器等導入価格	円 (Ⅰ)
うち各機器の調達費用	円
うちシステム構築費用	円
うち搬入、設置、調整等費用	円
うち保守費用	円
複合機使用料	円 (Ⅱ)
うち複合機A (モノクロ) 単価 (円) × 435,000枚 × 60月	円
うち複合機A (カラー) 単価 (円) × 22,500枚 × 60月	円
うち複合機B 単価 (円) × 60,000枚 × 60月	円
合計価格 (Ⅰ + Ⅱ)	円 (Ⅲ)
提案価格 (Ⅲ ÷ 60) (小数点以下第1位以下を四捨五入)	円

注意) 機器等導入価格の上限額は、52,000千円とすること。
提案価格には、消費税及び地方消費税相当額を含めないこと。
必要に応じて行を追加又は削除すること。